

教訓科往来物の読者像

——「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして——

早川 雅子

往来物とは、近世においては、初步的基礎的教育の教科書・教材の総称である。近世の往来物は、その種類7千以上とも推測され、一定の標準を立てて分類されている。そのうち、教訓・公民教育・躾・礼儀作法等、いわゆる道徳に関する往来物を、教訓科往来物という。

教訓科往来物では、勤勉・正直・仁（思いやり）・忠孝といった徳目が、平易な言葉で繰り返し説かれる。教訓に通底するのは能力平等の意識と自助努力の精神、その目標は家内繁昌と子孫繁栄である。そして、この家内繁盛、子孫繁栄の願いの根柢にあるのは、自分の生命が帰属する場を確保しようとする意識、すなわち家意識である^{*1}。

こうした教訓科往来物の刊行は、18世紀後半以降に飛躍的に増加する。奥付をみると、須原屋、和泉屋、西村屋など、江戸書物問屋や地本屋が名を連ねており、江戸での普及状況をうかがわせる。

それでは、都市住民のいかなる層が教訓科往来物を読んだのだろうか。教訓はどのような形で実現されたのだろうか。廉価とはいえ、往来物は娯楽本ではない。一定の読者層は教訓を日常生活で実践するべきものとして受け入れたに違いない。従来、往来物の研究は、書誌学的観点、あるいは思想史的観点からの研究が中心で、読者や教訓の実現形態について顧みられることは少なかった。

本稿では、教訓科往来物の読者像を探る試みの一つとして、幕末・維新期における江戸住民の定住化に着目する。18世紀後半以降、江戸においては流入民の定住化と家族形成が進んだといわれる^{*2}。確かに、定住志向が浸透しなければ、家内繁盛、子孫繁栄をうたう教訓科往来物の需要は望めない。そこで、「江戸定住化」をキーワードにして、都市住民の実態を考察し、教訓科往来物の読者像に迫ってみたい。中心的史料には、四谷塩町一丁目（現、東京都新宿区本塩町）に残存する人別帳8冊を使用する^{*3}。

論述では、始めに、式亭三馬『浮世床』から、教訓科往来物の普及状況と読者像を読み取る。次いで、人別帳を史料にして、定住化、および相続の実態を分析を行い、そこに現れた教訓の実現形態や家意識を考察する。

1. 教訓科往来物と流入民の江戸定着

式亭三馬の『浮世床』は、初編版行が文化10（1813）年、二編が文化12（1815）年、19世紀前半の江戸下町の風俗を知ることができる資料である。青木美智男氏が注目するように、その前作『浮世

風呂』とともに、近世都市研究資料として有効性が高い^{*4}。浮世話には教訓科往来物の話題も登場し、その普及状況をうかがうことができる。

浮世床の両隣、一方は浮世風呂、もう一方は大長屋の路地口である。その長屋には、土農工商混雜^{こさまざ}て、八百万の相借家が並んでいる。浮世床の亭主は、鬚五郎こと、びんさん。店には、楽隱居と見えたる老人、伝法者のでんさん、素読指南の先生、鳥屋のちゃば八など、さまざまな客が入れ替わり立ち替わりやってくる。格別のヒーローが登場するわけでもなく、市井のごく平凡な人々の浮世床で髪を結わせながらの浮世話が、その会話のまま記されている。下記は、ひとしきり素読指南の儒者のうわさ話をした後の会話である。

びん「ナアニそりやア軍書の講釈だ。あつちの立が違はア。いんきょ「大学朱熹章句。びん「御亭主の曰さ。でん「ムゝ山高きが故に貴からずか。びん「馬鹿あいひねへ。ありやア大学ぢやアねへ。今川だア。でん「とんだ事いふぜ。今川は大てん違だ。夜鷹小便を好み、親子が殺生を楽しむ事ス。おらア能く覚居らア。ぬしのが間違だア。びん「ナアニよく考て見ねへ。おれも小耳に聞はさんだ事だから、忘れておたまりがあるものか。ソレ今川両親不足中ぬき。どこの両親も不足をいふ物と見えたぜ。今川の本にさへ両親不足と教てあらア。でん「まちねへよ。ありやア愚息だぜ。びん「ナニ不だよ。でん「ナニサ不ぢやアねへ。びん「不でなくば為たのだ。でん「ナンダ為金か。おきやアがれ。とんだ 將墓だ。(ト書:いんきょ) (の方にむかひ) ネエ隠居さん。憚ながらわつちがいふのが 実 だらう。此亭子が情を張ても山高きが大学だネ。びん「ナニア大学ぢやアごぜへせんネエ。(ト書:両方からきかれて、隠居もとよ) いんきょ「ムゝ何、何さ。おれも年が老たから 記憶が悪くて、夫に根が薄くなつたから、うろ覚だテ。イヤイヤ今のは両方ながら大学に有るゝ。びん「それ見ねへ。でん「エゝこつちもいはねえ事か。びん「太郎兵衛歩あいひや れだ。モシ隠居さん。嬰児の時分覚えた事は忘れねへものさネ。いんきょ「さうよ。エゝ今の何は、何さ。山高きが故に尊からず。川深きが故に立て游ぐ。びん「さうさ、さうさ。そんなござりました。いんきょ「其川ばたに、夜鷹が出て居るといふ続きだつけ。

(『浮世床 初編上』、p.260^{*5})

ここでは、『今川状』、『実語教』という教訓科往来物の代表作が登場する。「今川両親不足中ぬき」は、『今川状』の「今川了俊愚息仲秋に云々」の地口。「山高きが故に貴からず」は、『実語教』の冒頭句。そして、「ご亭主の曰く」は、『大学章句』の「子程子の曰く」の洒落であろう。物語では、鬚五郎（びんさん）、ご隠居、伝法者（でんさん）も、子供時代に教訓科往来物を手にしたことがあり、彼らの知識はどうもあやふやだということになっている。「おらア能く覚居らア」というでんさんは、子供時代に音読させられたのだろうか。『今川状』や『実語教』だけではない。『浮世床』では、『二十四孝』王祥の故事も洒落の肴にされてしまう。

教訓科往来物は、種類・量ともに膨大であるが、それに比して元本はさほど多くはない。ことに、『今川状』や『実語教』は、様々な読者を想定して、諺解、証註、註釈絵入、画本、抄録などが編集、出版された。また、勤勉、正直、孝行などの教訓も、諸本の間に際だった違いはなく、むしろ

平凡で通俗的な内容を色品替えて説くという趣向が強い。びんさんのように、「小耳に聞きはさんだ」人は、大勢いるのかもしれない。

式亭三馬の研究家は、『浮世風呂』の初版本がほとんど残っていないことに着目し、摺りきれるまで回し読みされたためだという。神保五彌氏は、滝沢馬琴による三馬の滑稽評「畢竟浅草の奥山にて、留藏（大道芸人）が落語に聞きはれて、長き春の日の暮るるを知らぬ看官を、一の得意となる冊子」を取り上げ、三馬の滑稽本が大衆の読み物である、と論じている⁶。とするならば、三馬の読者、つまり浅草や両国の盛り場に繰り出す大衆は、教訓科往来物を手に取る機会、あるいは教訓を耳にする機会があったといえる。家内繁昌、子孫繁栄という教訓が広く知られていたことは確かであろう。

しかしながら、三馬の読者がそのまま教訓を実践した層に重なるわけではない。読書という行為における問題の一つが、どのような目的で受容し、どのような態度で読んだのか、という点である。つまり、読書をする側の受け取り方の問題である。教訓科往来物に関していえば、何らかのかたちで手に触れ、教訓を耳にしたことと、教訓を実践したこととは、次元を異にする。

それでは、家内繁昌、子孫繁栄を目指して往来物を読み、教訓の実践に勤めたのはどの層だろうか。『浮世床』の登場人物が、これを解く一つの鍵になる。青木美智男氏は、浮世風呂の常連—それは隣りの浮世床の常連でもある—を、日本橋界隈か、それに近い神田あたりの裏長屋に住み、途切れなく良い仕事が入ってくる職人や、在方商人と結んで利益を上げている小商人たち、と想定する⁷。とすれば彼らは、ぎりぎりの暮らしとはいえ、趣味や娯楽、そして教育に金を支出することができたはずである。つまり、江戸に住み着き、生活設計を可能にするだけの定職や正業に就いていたのである。

従来、都市住民は定住定着が困難で、ことに江戸は、いわゆる蟻地獄効果によって「江戸の人口は農村からの若い男女の着実な流入によってのみ維持される」といわれてきた⁸。しかし、斎藤修氏は、この説には実証するデータが少ない上に、江戸では18世紀中葉から1840年代末まで、きわめて緩やかなテンポだが町方人口と世帯数の拡大が続いている、と反論する⁹。同氏によれば、世帯数の拡大を支えたのは18世紀後半以降の江戸の産業構造である。この時期の産業構造は、小売業、サービス業、建設業が高い比率を占める、という特色を持つ。斎藤氏は、江戸の三業種（小売業、サービス業、建設業）の特色として、①業務に必要な熟練のレベルが低く、長期の実地教育を必要としない、②臨時雇用的色彩の強い労働力に依存する度合いが強い、の2点をあげる。このような一定の収入を手軽に得、人並みの年齢で家族構成ができる職種の発達が、流入者の結婚と定着を促す効果を持っていたというのである。

『浮世床』には、江戸流入民の定住化を裏付ける話が登場する。ご隠居が自分の結婚と息子の結婚との違いを説く段である。

いんきょ 「思ひ出すとも。其筈だはナ。おらが息子殿などは、お上下や帽子 署かいどり で仲人に謡をうたはして持たは、ノ、おらが御婚礼は下女の引越の様にして、仲人が葛籠しゃくろう を脊負て左りの手に鉄漿壺おはぐろつぼ を提て、右の手に酒を一升さげて来たは。イヤまた恥をいはねへつちやア利が聞えね

へ。ソコデ、おれは商から帰つて、今に大かた花嫁が来るだらうと思ふから豆腐を小半挺買て来て鰯節をかいて居る所へ御輿入よ。夫から仲人が指図して直ぐに花嫁が茶釜の下へ焚付る。仲人が味噌を摺る。ソコデ仲人の懐から出した三枚の鰯を焼て三ゝ九度よ。ナントどうだ。夫から辛苦して取立た身上だから、あの婆どのも能く骨を折て呉れた人さ。^{なんまろ} 南無阿弥。ホイ是はしたり。我しらずお念佛が出たハゝゝゝ。

(『浮世床』、p.265)

ご隠居は、江戸に流入し三業種のどれかに就いたのだろう。その彼のところに、身一つで嫁が来る。そして、夫婦二人して身上を築き、息子を育てあげた。ご隠居を江戸定住第1世代としよう。今では、息子に身上を譲って楽隠居である。その息子はまさに「御当地江戸生まれ」の江戸定住第2世代である。豪華な婚礼を挙げた息子の子供、つまりご隠居の孫は、江戸定着第3世代ということになる。ご隠居は、江戸に流入し、江戸で結婚し、江戸定住を果したのである。

三馬は、こうしたご隠居の人生は野暮ではあるが良し、とする。鬱さんの話に注目したい。鬱さんは、「野暮だ、野暮だといふ人は身上をよくして人にも笑はれず、間には貧乏な奴を救てやつたり何角する。おらアその方が通り者だらうと思ふ」(p.266)、という。ご隠居は、中規模クラスの商人にまで上り詰めたのであろうか、施行もしている。鬱さんは、このようなご隠居の生きかたこそ理想だ、という。

教訓科往来物を洒落や地口で笑い飛ばしたとしても、『浮世床』では、ご隠居が説く教訓のように、平凡な日常を確かに暮らす術が語られる。前掲神保氏は、日常的で平凡な教訓であり、それを語らせる三馬は泰平の世の逸民に過ぎないと厳しい^{*10}。しかし、『浮世床』の読者であったと想定される江戸流入民にとって、ご隠居の人生は一つの憧憬であったと思われる。

流入民の江戸定住化は、教訓科往来物の教訓や普及と相互に関連する。まず、孝の教訓である。ここで共通して説かれるのは、家業の励行、父母への報恩である。家業といっても、都市流入民は、村落における家産・家業・家名三位一体の家が崩壊した、ないしは、家から解放されたからこそ流入してきたのである。都市住民にとっての家業とは、もはや永代継承すべき家の職業ではなく、都市で自らが形成した家族を維持し、家計を賄う職業に他ならない。

父母への孝行では、過去の先祖供養、現在の親への報恩、未来での子孫繁栄が説かれる。徳目の励行では、親と子供との間の生命の連續性が強調され、その連續性を承継することに意義がおかれる。このような論理が江戸流入民に実現性をもって受容されるのは、彼ら流入民が家族を持ち、さらに次世代への存続の見通しが立ったときであろう。家族を形成し、維持存続して始めて、自らの来歴を振り返り、家族の未来に思いを馳せるという連續性は意識される。江戸流入民にとって孝の教訓は、江戸に定住して家族を形成し、維持存続しなければ何らの現実性も持たないのである。

こうした江戸定住化を促進するのが、自助努力による勤労勤勉に他ならない。前述の江戸三業種は、熟練の努力を怠れば、たちどころに「其の日稼ぎ」に転落する。其の日稼ぎとは、日雇稼、棒手振、車力、賃仕事など、その日ごとの稼ぎ口で暮らしを立てる雑業をいう。こうした雑業に就く者は、「其の日稼ぎ者」とよばれ、最下層の社会を構成する。其の日稼ぎでは、安定した家庭や江戸定

住は到底を望めない。定職や正業に就き安定した収入を得たければ、勤労勤勉は欠かせないのである。

こうしてみると、江戸定住化がなければ教訓科往来物の普及もあり得なかった、といつても過言ではない。そこで、教訓科往来物の読者として、江戸定住を達成した、あるいは江戸定住を志向する層を設定することができよう。次章では、四谷塩町一丁目人別帳を史料にして、江戸定住民の実態に迫りたい。

2. 四谷塩町一丁目における定住の実態

四谷塩町一丁目は、現在の東京都新宿区本塩町一丁目一番～五番の辺りにあった。四谷御門を出て、御堀端を北にわずか進んだところで、前章『浮世床』の舞台日本橋界隈のような純然たる下町とはいえない。この四谷塩町一丁目には、安政4（1857）年から明治3（1870）年までの14年間の人別帳8冊が残っている。

人別帳は、徵税、治安維持などを目的とした人口調査、人別改の記録である。調査年における町内住民に関する情報－名前、性別、年齢、生国、宗旨・寺、世帯主（世帯主との続柄）などが記載されている。数十年、さらには百年を超える分が残っていれば、信仰調査を目的とした宗門改の記録（人別改とあわせて宗門人別改として記録することが多い）とともに、人口統計資料として歴史人口学や家族史研究で活用される。残念なことに、大都市に残存する人別帳には、絶対的不足という難問がある^{*11}。町ごとに伝來した史料の数も、連続して長期間残存された史料も少ない。したがって、都市人口の全体像の把握や、長いスパンでの人口変動の追跡、家族復元分析などは難しい^{*12}。

18世紀後半以降、江戸においては定住化と家族形成が進んだこと、前章で確認した通りである。この定住は、一定の地点に住居を定めて住み続けるという意味にも、移動を繰り返しながら江戸に住み続けるという意味にも解釈される。人別帳には出生国が記載されるので、江戸出生か江戸以外の他国からの流入かは判明するが、長期間の人別帳が少ないため、江戸での動きを追跡することが難しいからである。

四谷塩町一丁目の人別帳8冊は14年間と比較的長い期間にわたる記録である。その作成年月を、以下に挙げよう。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. 安政4（1857）巳年4月 | 5. 元治2（1865）丑年（4月カ？） |
| 2. 文久1（1861）酉年4月 | 6. 慶応3（1867）卯年4月 |
| 3. 文久2（1862）戌年4月 | 7. 明治2（1869）巳年4月 |
| 4. 文久3（1863）亥年4月 | 8. 明治3（1870）午年3月 |

作成年をみると、文久1年から元治2年までの5年間は、元治1年を除き連続したデータで、この闕本分も「元治元年 御用日記留」と題される町方文書に住民調査記録が残されており、補足することができる。8冊のなかには、世帯主の父親・父親の出身地と職業・父親との続柄も記載されているものもある^{*13}。これらの情報を用いれば、短期間で転出入を繰り返す世帯の実態把握はもちろんのこと、長期在住世帯の定住期間を推測することも可能である。今回は、こうした利点を活

用して、四谷塩町一丁目という地点に定住した世帯を考察の対象にする。

さて、人別帳の記載には一定の様式がある。考察に先立ち、世帯の記載に関する様式を略述しておく。人別帳では、世帯（竈数という）を一つの単位とし、すべての住民は世帯という単位の中に組み込まれる。ここでいう世帯とは、同居家内集団、すなわち、住居および生計をともにする集団を意味し、奉公人や同居人もこれに含まれる^{*14}。

世帯構成員の記録は、一書きで世帯ごとに書き分けられる。項目は、世帯主とその他の構成員とで異なる^{*15}。人別帳では、世帯主は名前人といわれる。名前人は、7項目（明治期は8項目）が基本で、①名前、②年齢、③生国（明治は、出生地）④宗旨・寺、⑤居住階層、⑥請人、⑦職業である。明治期には⑧父親・父親の出身地と職業・父親との間柄が追加された^{*16}。⑤居住階層とは、家持・家守・地借・店借などの居住形態の階層をいう。江戸期には家守は、居住階層の一つと認識されており、たとえば居住階層は地借だと分かっていても、家守とのみ記載されることが多い。⑦請人とは保証人のことで、家守には家守請人、地借には地請人、店借には店請人がつく。ただし、家持には請人はつかない。その他の構成員の項目は、①名前、②年齢、③生国（出生地）、④宗旨・寺、⑤世帯主との間柄の5つで、就労者であっても職業は記載されない。名前人で明治期に追加された項目、⑧父親の出身地等は、妻と長子には記載があるが、必ずしも全員記載ではない。

人別帳の作成月は4月、少なくとも正副二部が作成され、正本は4月段階の調査結果として提出、副本は記録係（書役）の手元に残したようだ。残存する人別帳は、この副本であろう。そこには、4月から翌年3月末までの1年間における、世帯、および世帯構成員の異動の書き込みがある。3月末までの異動を整理すれば、翌年度4月1日時点での調査記録になるわけだ。異動では、死亡・引越・奉公など、居住する地面から他所への転出であれば、転出した者に除の印が押される。あるいは、新規に転入した世帯や、いずれかの世帯に転入した者がいれば、既住世帯の後に追記される。以上論じた記録項目と整理分析すれば、世帯ごとに4月から3月まで1年間の異動を追跡することができる。

さて、人別帳8冊を分析した結果、安政4年から明治3年までの人別帳残存期間14年間、ないしは14年間近く在住した世帯として、43世帯を抽出した。その内訳は、安政4年4月時点での在住世帯数182世帯のうち、明治3年にも在住していた40世帯と、安政4年4月時点での在住世帯から分家した3世帯である。分家は、文久1年迄に2世帯、文久3年6月に1世帯あり、これら3世帯とも明治3年にも在住していた。分家の世帯主は、分家した世帯の在住期間では14年未満だが、自身は調査期間14年を通して在住していることになる。この点を重視して、14年近く在住した世帯に算入した。在住期間14年という年数は、当地を動かないという意思の現れだと判断し、これら43世帯を安政4年4月時点での定住志向世帯と見做したい。

四谷塩町一丁目の世帯
数は、増減が激しく一定
しない（【表1】）^{*17}。最
多は文久1年の200世帯、

【表1】四谷塩町一丁目世帯数（調査年4月検出）

	安政4	文久1	文久2	文久3	元治2	慶応3	明治2	明治3
世帯数	182	200	152	137	135	152	165	141
人口	722	797	646	553	577	587	597	659

最少は元治2年の135世帯である。定住志向43世帯は全世帯の凡そ3割前後を占める。ちなみに、定住の対極、つまり、頻繁に転出入する世帯に関しては、元治1年4月在住139世帯を対象にした調査に、在住期間5年未満の世帯数36という数がある。この町の住民のイメージとして、約3割の世帯は変わらず居住し、それとほぼ同じ数の世帯が頻繁に入れ替わっているといえるだろう。

【別表1】は、定住志向43世帯について、以下の5つの項目を整理した表である。すなわち、①名前人、②明治3年調査終了時点（明治4年3月）における江戸、および四谷塩町一丁目推定在住期間、③居住階層、④職業、⑤相続である。論述の便宜上、各世帯には〔世帯番号〕を振った。分家3世帯に関しては、分家した年からいえば安政4年には存在していない。ただし、今回の検討では、調査開始時点と終了時点の異動に力点を置くため、3世帯分も調査開始時、安政4年在住世帯分と一緒に扱い、必要に応じて説明を加えることにする。43世帯のうち、〔10〕質渡世家持・伊勢屋小右衛門は伊勢在住、支配人房三郎と召使5、6人を置き店を任せている。本稿の関心は家族世帯にあるので、この1世帯を対象から除き、42の定住志向世帯の実態を検討する。

まず、②推定在住期間である。前述したように、人別帳の記載項目には、年齢と生国がある。年齢は数え年、生国は作成時期によって記録内容が異なる。江戸出生者の生国は、江戸期には「御当地」とのみであったが、明治期になると町名まで記載される。なお、他国出生者に関しては、江戸、明治期を問わず、出生地の村名までの記載である。また、明治期には、名前人、その妻や長子には、父親・父親の出身地の記載もある。

さて、その間にいったん転出して再転入した等の移動がないこと、子供が実子であること等の条件付きではあるが、年齢と生国を手がかりにして在住期間を推定することができる。たとえば、ある世帯の名前人の父親が四谷塩町一丁目出生・68歳だとすれば、この世帯が同町に住んで少なくとも68年、名前人が3世代目と推定できる。あるいは、夫婦と子供2人の世帯で、名前人とその妻とともに他国出身者の場合、2人の子供のうち1人が四谷坂町出生・15歳、もう1人が四谷塩町一丁目出生・8歳であれば、江戸に流入して最低でも15年、塩町一丁目に住んで8年になるといえるだろう。このような方法によって、明治3年4月時点で、各世帯が江戸、および四谷塩町一丁目に在住して何世代目にあたるか、同町に在住して何年になるか、その最低の値を推定した。こうして得た数値、推定の根拠、明治3年の名前人の出身地、先代の出身地を整理した表が、【別表】項目②「於明治3年 江戸、および四谷塩町一丁目 推定在住期間」である。

この表をみると、42世帯のうち39世帯は、江戸在住2世代目以上にあたる。つまり、この世代より前の世代が江戸に流入し、当代に至るまで定着し相続を遂げた世帯である。改めて確認すれば、ここでいう世代とは、世帯を一つの単位として数えた世代数である。名前人の単位で世代を数えると、たとえば他国から在住2世代目の世帯に婿養子に入って3代目名前人になった場合では、江戸在住1世代になってしまうからである。

江戸在住2世代目以上39世帯において、名前人の出生地は、四谷塩町一丁目13人、同町を除く江戸13人、他国13人である。他国13人は、他国から流入し、既に江戸に住んでいた世帯の婿養子に入り、その世帯の次代名前人を継いだ者である。他国の場所は、近在の武蔵国その他、名前人やその妻の出

身地が大半で、その人となりが分かる場所から、人となりを吟味した上で名前人に迎え入れたことがうかがえる。

一方、残る3世帯は、江戸在住1世代目である。つまり、江戸に流入した第1世代目で、名前人、および名前人の配偶者、さらには世帯構成員に江戸在住者が存在しない世帯である。彼らが定住するためには、どのような要件が必要だろうか。

【表2】は、安政4年における3世帯の世帯構成である。3世帯に共通するのは、第1に、名前人の他にも稼ぎ手がいることである。たとえ個々の所得が高額ではなくても、稼ぎ手が多ければ家計の切り盛りは可能であろう。第2に、家族単位で流入、もしくは家族構成が揃っていることである。都市流入は、単身出稼ぎタイプとの印象があるが、実際のところは家族単位の流入が目立つ。家族単位の方が、家族の絆が強化され、その絆が定住志向の動機になると考えられる^{*18}。もっとも、稼ぎ手が減り、その補充ができない場合は、家計は途端に苦しくなる。たとえば、〔36〕銀右衛門一家では、文久1年までに伴・藤次郎が跡を継ぎ順調な発展を見せるが、明治に入った直後に藤次郎が死亡する。以後、藤次郎後家かね

が、16歳の娘と77歳の銀右衛門を抱えて、賃仕事で糊口をしのぐ窮状に陥る。

一般に、都市に流入した家族、あるいは都市で形成した家族の多くは、夫婦とその子供（たち）という核家族の構成をとる。こうした世帯は、死亡や病気によって稼ぎ手が減り、しかも子供が幼くて稼ぎ手の補充にならなければ、忽ち窮地に追い詰められる。その生活基盤はきわめて脆弱な上に、稼ぎ手の生死や子供の成長には、ある種運任せの要素も多分にある。このように基本的に不安定な都市家族において、家族を維持存続させていくためには、自助努力はもちろんのこと、家族の紐帶というような精神的要素も重要な役割を果たす。さらに加えて、なんらかの足場が必要である。前述の他国出身者のように、婚姻によって出来た妻方、あるいは夫方の親族は確実な足場の一つである。それが期待できなければ、同郷や同業、あるいは地域のネットワークなど、家族構成員以外のからの支援は欠かせないといえよう。

次に、居住階層と職業を検討しよう。【別表】③、④は、それぞれ、安政4年と明治3年における各世帯の居住階層と職業である。居住階層は、明治期になると表記が変わるが、江戸期の表記に統一する。また、明治期には、家守（差配人と称される）の居住階層も載せられるので、こちらは

【表2】 江戸在住1世代の世帯構成

〔13〕日雇稼 店借・清吉

名前	続柄	年齢	出身
清吉	名前人	41	越後蒲原郡粟生津村
てう	妻	42	武州久良岐郡吉原村
とら	娘	21	御当地
とり	娘	4	御当地
辰五郎	兄弟	35	武州久良岐郡吉原村

〔34〕大工職 店借・松五郎

名前	続柄	年齢	出身
松五郎	名前人	39	相模大住郡須賀村
たつ	妻	38	相模大住郡須賀村
とよ	娘	16	相模大住郡須賀村
まさ	娘	13	相模大住郡須賀村
徳次郎	伴	5	相模大住郡須賀村
国五郎	伴	3	相模大住郡須賀村
惣兵衛	父	65	相模大住郡須賀村

〔36〕日雇稼 店借・銀右衛門

名前	続柄	年齢	出身
銀右衛門	名前人	64	相模愛甲郡上依知村
きし	妻	61	相模愛甲郡上依知村
藤次郎	伴	31	相模愛甲郡上依知村
かね	嫁	30	相模愛甲郡上依知村
はる	孫	4	相模愛甲郡上依知村

居住階層を記入した。

安政4年、42世帯（伊勢在住質渡世家持・伊勢屋小右衛門を除く）の居住階層の内訳は、家持4、家守4、地借18、店借16（含、分家3世帯）であった。明治3年の居住階層は、家持（地主町人）5、地借（借地町人）29、店借（店借町人）8で、地借層の増加と店借層の減少が顕著である（【図1】参照）。

子細をみると、明治5年の家持は、安政4年地借の3世帯が家持に上昇、安政4年家持4世帯のうち2世帯が地借に転落した結果、5

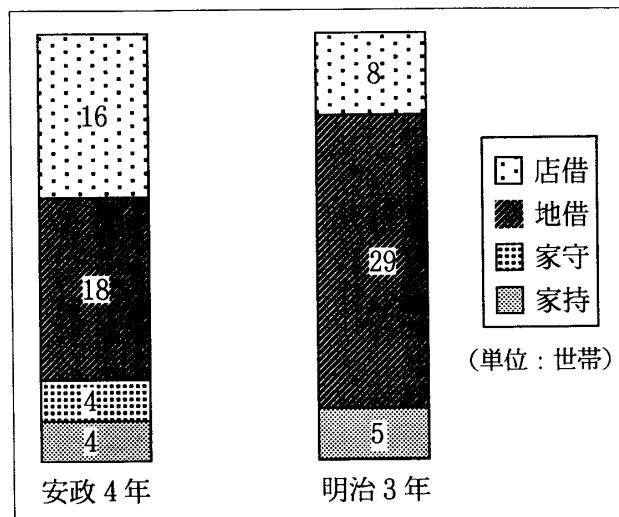
世帯になっている。地借層29世帯は、安政4年の地借14世帯に加え、家守3世帯、家持から転落した2世帯、そして、安政4年の店借から上昇した10世帯の合計である。店借層8世帯の内訳は、6世帯が安政4年から継続して店借、同年の地借1世帯と家守1世帯である。

階層の異動を総括しよう。家守の階層は、江戸期には記載されないが、地面や住民の管理を職務とするから、比較的安定した層に位置すると考えられ、実際、江戸期で階層が判明する場合は、大半が地借層以上である。その意味では、家守3世帯が明治期地借というのは頷けるが、残る1世帯の明治期店借は階層下降と解釈してよからう。以上をまとめると、安政4年から明治3年に至る期間において階層が上昇した世帯は13（地借3、店借10）、下降した世帯は4（家持2、家守1、地借1）、変動なしは25世帯という結果になる。定住の基盤には、安定した居住階層がある。階層上昇13世帯、わけても、店借から地借への上昇10世帯は、定住を志向し、定住を遂げるためには、居住階層を上昇させるだけの力が要求されることを実証しているといえよう。

階層を支える要素の一つが、職業である。階層と職業にはどのような相関があるのだろうか。ここでは、42世帯の職業を、明治5年3月に実施した職業調査報告書「工商業銘調書」に倣って、「工の部」、「商の部」、「雑業の部」に分類してみたい。分類を簡単に説明すれば、工の部は、大工職・塗師など「職」や「師」の字がつく、専門的な技術が要求される職業。商の部は、古着渡世・質屋商など「渡世」・「商」・「売」の字がつく、常設店舗を構える商売である。上記2種に分類しにくい職業が雑業の部で、日雇稼・棒手振・賃仕事などの「其の日稼ぎ」が、その典型である。ただし、商工に分類しにくいという意味では、たとえば芸人なども雑業に分類される。また、鳶職も雑業の部に分類されるが、人別帳では、鳶職は仮に日雇いでも「鳶日雇」とあり、日雇稼とは書き分けがある。鳶職は、専門的技能として一定の評価を得ていたと解される。対して、日雇稼は、技術をもたず単純な肉体労働によってその日の糧を得る仕事、まさに其の日稼ぎの意味で用いられたといえよう。雑業即ち其の日稼ぎ、と直結するのではなく、その内訳の吟味が求められる。

さて、安政4年の職業を3部に分類すると、工の部19世帯、商の部12世帯、雑業の部11世帯、記

【図1】安政4年と明治3年の居住階層



録なし（後、左官職）1世帯、となる^{*19}（【図2参照】）。雑業の部11世帯が多いとの印象を受けるが、その職業の内訳は、町医1・三味線指南1・抱頭1・人宿渡世1・鳶人足2・土方稼1・日雇稼4で、日雇稼は4世帯に過ぎない。店借層16世帯の職業に絞ってみても、工の部7世帯、商の部2世帯、記録なし1世帯、雑業の部6世帯（鳶人足1、土方稼1、日雇稼4）と、工、商の部が多い。つまり、安政4年の時

点で、店借層を含め大多数の世帯は安定した収入が期待できる職業に就いていたのである。むしろ、店借層に関しては、安定した職業だったからこそ、定住、あるいは階層の上昇を遂げることができたといえるだろう。店借から地借に上昇した10世帯中9世帯の職業が工、あるいは商の部だということが、その証左である。

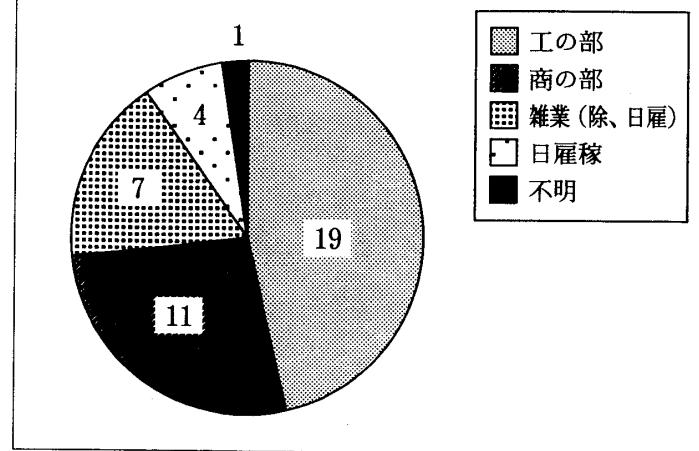
ところで、定住志向世帯の職業が、工、あるいは商の部だとすれば、常設店舗を構えるだけの資金、専門的技術を習得するだけの教育と経済的・時間的ゆとりが必要である。これは、江戸在住3世代以上の上層階層であれば、さほどの問題とはならない。しかし、店借層にとっては、きわめて重要かつ難題に違いない。ここで改めて注目したいのは、江戸在住世代数である。すなわち、定住志向世帯42世帯のうち39世帯は、江戸在住2世代目以上であった。つまり、彼らは先代の力によって教育を施された世代なのである。

以上から、都市流入民が家族を形成し、定住を遂げるための要件をあげてみよう。第1に肝要なのは、稼ぎ手を確保し、子供が就労年齢に達するまでは家族を維持することである。そのためには、親族があれば無論のこと、その他、同郷、職業、友人などあらゆるネットワークを活用しなければならないだろう。第2は、子供の教育である。教育によって、次世代には安定した収入を保証する定職に就かせねばならない。難関はそれだけではない。というのも、親の期待の実現は、子供に委ねられるからである。第3に、親子二代に渡る定住志向とそれを支える意思、努力が定住達成の基になると考えられる。

3. 定住志向世帯における相続

江戸在住が2世代以上にわたれば、そこには必ず相続がある。この相続において、定住志向はどのように現れるだろうか。【別表】⑤相続は、明治3年名前人について、先代からみた継柄と名前という2つの項目を調べ、整理した表である。名前を項目に設定したのは、名前は定住を目指して築いた有形無形の生活基盤、家族存続の理念を象徴する、と考えたからである。本節では、相続のパターンを概観した後、先代の名前を継承した世帯を分析し、名前に込められた意味を考察する。

【図2】定住42世帯の職業分類（安政4年）



始めに、先代との続柄について概況を述べよう。

42世帯における先代との続柄は、実子13世

【表3】安政4年と明治3年名前人との続柄

帶、養子15世帯、義弟1世帯、妻2世帯、嫁1世帯、義父1世帯、確認不可9世帯である（【表3】参照）。ここでいう養子とは、人別帳に養子との記載がある場合の他、人別帳に記載はないが、先代から在住する世帯の娘との婚姻によって入所したことは確認できる場合も含まれる。確認不可とは調査期間14年間中に相続がなく、かつ明治3年名前人と先代との続柄を探る情報がなかった世帯である。検討の中心は、実子相続、養子相続にあるが、まずはその他の続柄をみておこう。

続柄	実子	養子	義弟	妻	嫁	義父	確認不可
世帯数	13	15	1	2	1	1	9

義弟1世帯は、〔26〕である。明治3年の名前人定吉は、安政4年名前人仙五郎の妻いねの弟で、仙五郎にとっては義弟に当たる。仙五郎には、実子直吉がいる。元治2年までに、当時30歳の直吉は家督を相続するが、明治2年までに叔父定吉54歳に譲渡、同3年には定吉養子となって同居を続けている。〔26〕は、一旦は実子相続をしたもの、なんらかの事情によって義弟が交代をしたケースである。

妻2世帯〔14〕・〔40〕、嫁1世帯〔36〕は、夫が死亡し、相続すべき子供に適齢の男子がないため、妻、ないし嫁が名前人を相続したケースである。嫁1世帯〔36〕は、前章で取り上げた日雇稼店借・銀右衛門である。〔36〕かね、〔14〕きのちのように、資産をもたない寡婦の職業は、其の日稼ぎの賃仕事が一般的で、世帯の維持はきわめて覚束ないものになる。その一方、〔40〕桐油渡世地借・喜右衛門の後家とよは、文久2（1862）年43歳で喜右衛門と死別、その後も8歳の娘と5歳の息子を抱えながら桐油渡世を送っている。とよの場合は、もちろん当人の資質によるところ大であろうが、地借の商家という点、市谷本村町出生で親族その他の支援を期待できる点も有利に働いたといえるだろう。

寡婦になっても、息子がいれば、幼児には後見をつけるなどして、余程の事情がない限り、息子が名前人を相続する。義父1世帯の〔16〕、安政4年の名前人喜太郎が、このケースである。安政4年当時、名前人喜太郎は7歳であった。文久1年までに、母さたが左官職伊太郎と結婚、喜太郎にとっては義父に当たる伊太郎が名前人を相続している。

養子相続の分析に入ろう。まず、養子相続15世帯という数値がもつ意味を考えたい。15世帯とは、定住志向世帯42世帯の3割強に相当する。この15世帯は、総て四谷塩町一丁目住2世代目以上、同町在住2世代目以上の世帯数は31だから、その約半数にあたる。つまり、明治3年、この町内に親子2代以上にわたって住んでいる世帯の半分は養子相続ということになる。幕末・維新期における都市住民の相続慣行については、他町の研究成果との比較検討を待たねばならないが、四谷塩町一丁目においては養子相続は決して珍しくはなかったことは確かである。

養子相続の理由で最も多いのは、その世帯に相続可能な男子がいないため、娘に婿養子をとって相続させるケースで、9世帯がこれに該当する。次いで多いのは、先代から在住する世帯の娘との婚姻によって入所したケースで、4世帯ある。このケースが、先の9世帯と同じく、相続可能な男

子がいないという理由によるものかは、1世帯を除いて、人別帳からは判断できない。その1世帯は、〔34〕大工職店借・銀次郎で、〔2〕籠甲職 家守・安右衛門の姉たけとの婚姻による入所である。〔2〕安右衛門は、先代安右衛門の実子で、名前人を相続している。第1、第2のケースに該当しない2世帯のうちの1つ、〔24〕味噌渡世家持・五兵衛の場合は、不可解な相続で、理由は判然としない。すなわち、先の五兵衛は、安政4年には妻くめと世帯をもっている。そこに、文久1年までに、別人の五兵衛が同居に入る。先の五兵衛は、文久3年3月までは人別帳に載っているが、文久3年4月の人別帳から忽然と姿を消す。代わって、同居人五兵衛が、先の五兵衛妻くめの養子となって、家督を相続している。残る1世帯〔32〕羅呂服渡世地借・安兵衛では、実子安太郎が慶応3年25歳までは在住、明治に入って他出したため、娘に婿養子を迎えている。

以上、養子相続の理由を検討した限りでは、嫡子の不行跡による養子は、一二の例外を除いて、人別帳の記録から読み取ることはできない。事例の数からいえば、男子がいなければ娘に婿養子をとることは当然と了解されていたと考えられる。塩町在住2、3世代にして婿養子が相続慣行として定着しつつあるところに、世帯存続の意思や定住志向をみることができるといえよう。

次ぎに、父子相談（実子、養子を含む）における名前の継承を分析しよう。42世帯中、明治3年の名前人に父子相続を確認できた世帯数は28世帯、その内訳は家持3・家守4・地借14・店借7である。そして、父子相続をした28世帯において、先代の名前を継承した名前人は18人である。また、地借に一人、先代の名前の一部を継承した名前人がいる。【表4】は、これら19人を居住階層別に分類した表である。

【表4】父子相続世帯（実子相続、養子相続）における名前継承

居住階層 名前継承世帯の割合	家持	家守	地借	店借	合計
名前継承世帯数（父子相続世帯数）	2(3)	4(4)	10(14)	3(7)	19(28)
名前継承世帯数（実子相続世帯数）	0(0)	3(3)	4(5)	3(5)	10(13)
名前継承世帯数（養子相続世帯数）	2(3)	1(1)	6(9)	0(2)	9(15)

まず、安政4年時点での家持4世帯。このうち相続があったのは、〔1〕、〔6〕、〔24〕の3世帯、いずれも養子相続である。〔24〕は、前述した味噌渡世五兵衛で、『文政町方書上』には7代115年続く旧家とあり、歴代五兵衛を名乗っている。〔6〕は、塗師職庄吉。定住期間は推定3代78年以上、明治3年の名前人は、養子庄吉である。〔1〕町医千葉元昌は6代130年続いた、味噌渡世五兵衛と並ぶ旧家である。しかし、文久1年には地借に転落、元治2年の元昌の死後、養子文六が跡目を相続するが、落魄著しく、「明治5年3月工商業銘調書」には、売薬借店・千葉文六と記載されている。文六の場合、先代の名前を継承には逡巡するところがあったと思われる。

家守4世帯は、実子相続が3世帯、養子相続が1世帯、すべて先代の名前を継承している（〔2〕、〔4〕、〔7〕、〔8〕）。家持階層で定住期間が長い世帯や、家守のように社会的地位を有する世帯では、先代の名前を継承するのが一般だといえるだろう。

次は、地借である。安政4年の地借18世帯のうち、実子相続は5世帯、養子相続は9世帯ある。実子相続5世帯をみると、3世帯は名前継承、1世帯は先代の名前の一部を継承している（[11]、[23]、[25]、[31]）。[21] 抱頭 喜兵衛のみ、明治3年の名前人は弥三郎だが、この世帯からは分家〔22〕が出ている。〔22〕鳶人足 店借・銀次郎は、文久3年に分家し、その年から父の名喜兵衛を名乗っている。先代喜兵衛の名前は、次男に継承されたのである。したがって、実子相続5世帯は、全世帯が何らかの形で、名前を継承していることになる。

養子相続9世帯では、名前継承は6世帯である（[9]、[18]、[27]、[32]、[39]）。残る3世帯のうち、〔3〕大工職珍平、〔20〕三弦指南弥三郎は、塩町一丁目出まれの娘と婚姻して入所、彼ら自身は在住1世代目で、子供への家督譲渡は未だ経験していない。〔20〕弥三郎の場合は、旧幕臣元先手組同心若菜鉄五郎悴という出自も名前継承を控えた一因であろう。養子相続に最も固執したのは、〔19〕であろう。安政4年の名前人、春米渡世安兵衛には、娘二人がいる。長女に婿養子をとらせるが、長女が死亡して婿養子を離縁。縁付いていた次女を離縁させて、再び婿養子をとったものの、次女もまた一子を設けた直後に死亡。婿養子に嫁をとらせて唯一血の継った孫を養育させている。この婿養子が、明治3年の名前人、市右衛門である。むしろ、名前継承を切望しながら叶わなかったケースだろう。このように、養子世帯も、特別な事情がなければ、名前を継承したといえる。実子、養子を問わず地借層で父子相続をした世帯の大半は名前を継承しており、むしろ、それが当然の通例になっていたと考えられる。

最後は、店借層である。店借層では、父子相続7世帯（実子5、養子2）と、店借層16世帯に相続世帯が占める割合自体が少ない。実子相続で、先代の名前を継承した世帯は3世帯（[12]、[22]、[38]）、そのうち1世帯は〔22〕分家喜兵衛である。これら3世帯に共通する特徴として、居住階層が店借から地借へと上昇したことを指摘したい。養子相続2世帯は、婚姻による入所で在住1世代目、子供への家督譲渡をみなければ傾向は探れないが、残念なことにその術はない。

以上の分析から明らかなように、居住階層が高い層ほど、名前を継承する割合が大きい。居住階層の基盤には、その階層に至らしめた財産、地位、職業、技術、伝統精神などが存在する。階層の高さは、基盤の厚さに比例する。その厚みは、次世代に譲り渡すものの厚みでもある。次世代に譲渡するものが大きければ大きいほど、その大きさの意味を名前に込めて譲り渡したと思われる。店借層にみる名前継承の少なさは、譲り渡すものの少なさでもあるが、譲渡する基盤を作り出していくともいえるだろう。

以上、四谷塩町一丁目の定住世帯から、教訓科往来物の読者層を探ってきた。定住世帯にみられる定住志向とそれを支える意思、努力は、まさに教訓科往来物の教訓に相応する。定住世帯の実態は、往来物に説かれた自助努力の精神の実現形態だといえるだろう。

幕末・維新期の都市住民は、村の家から押し出されて都市に流れ込み、都市において家族を形成していく。かといって、彼らは、旧来の家の規範や家意識から解放されたのだろうか。都市住民が定住を遂げるためには、二世代以上に渡る努力と定住を志向する意思が必要とされる。努力、意

思の結晶が定住であり、自らが作り上げた家族だといえる。その努力や意思を支えるのは、自ら作り上げた家族が帰属する場を確保し、成し遂げた成果を次世代に譲り渡すことを願う強い意欲だと思われる^{*20}。相続の分析から明らかになった養子の定着、名前の継承は、家意識が都市住民に継承され、帰属する場を確保しようとする意欲という形で、新たな展開を見せたことを現していると考えられる。

- * 1 詳細は、拙稿「教訓科往来物における民衆思想」(『目白大学人文学部紀要』第9号、2003年1月)、同「教訓科往来物における忠孝の道徳」(『目白大学人文学部紀要』第10号、2003年7月)を参照されたい。
- * 2 斎藤修『商家の世界・裏店の世界』(リブロポート、1987)、同『江戸と大坂 一近代日本の都市起源』(NTT出版株式会社、2002年)。
- * 3 元東京大学法学部教授石井良助氏所蔵文書(通称「石井コレクション」)の一部である。東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編集『江戸東京博物館史料叢書1 四谷塩町一丁目人別書上(上)』(1998年)、『同2 四谷塩町人別書上(下)』(1999年)を使用した。同町人別帳に関する主な研究は、『四谷塩町一丁目遺跡Ⅲ』(新宿区生涯学習財団、2000年)、『東京都江戸東京博物館研究報告 第11号』(江戸東京博物館、2005年)に収められている。
- * 4 青木美智男『深読み浮世風呂』(小学館、2003)、など。
- * 5 式亭三馬『浮世床』(初編:文化十年、二編:文化十二年)、神保五彌校注『新編日本古典文学全集80』(小学館、2000)を使用した。
- * 6 神保五彌校注『新編日本古典文学全集80』(小学館、2000)の解説による。
- * 7 青木美智男『深読み浮世風呂』(小学館、2003)、p.200。
- * 8 鬼頭宏『日本の歴史19 文明としての江戸システム』(講談社、2002)、他。
- * 9 前掲2、斎藤修[1987]。
- * 10 神保五彌校注『新編日本古典文学全集80』(小学館、2000)、p.226。
- * 11 高木正朗「書評『江戸と大坂 一近代日本の都市起源』」(『人口学研究』第30号、日本人口学会、2002)に、都市史研究に共通する一般的難問と指摘されている。高橋美由紀『在郷町の歴史人口学—近世における地域と地方都市の発展』(ミネルヴァ書房、2005)にも、都市人口研究の遅因が六点あげられているが、武士など人別帳に記載されていない人口が多い点を除き、史料の絶対的不足に集約される。なお、北原糸子『都市と貧困の社会史 一江戸から東京へ』(吉川弘文館、1995)によれば、江戸・東京の人別帳と戸籍は、慶應元(1865)年から明治五(1872)年の間で17点ある。四谷塩町一丁目の安政4年から元治元年までの戸籍5点を含めても、僅か22点に過ぎない。
- * 12 宗門人別帳を資料とした歴史人口学は、速水融『近世農村の歴史人口学的研究』(東洋経済新報社、1973)を嚆矢とする。近年の歴史人口学研究の成果は、速水融・鬼頭宏・友部謙一編『歴史人口学のフロンティア』(東洋経済新報社、2001)にまとめられている。宗門人別改帳の人口資料としての性格については、木下太志『近代化以前の日本の人口と家族』(ミネルヴァ書房、2002)第一章がコンパクトである。
- * 13 その他、明治初頭の町方文書数点も伝来しており、『明治5年3月商工業銘調書』、『明治5年9月御酒頂戴御請書』の2点によって、明治5年9月までの住民動向を追跡することができる。
- * 14 家族集団の定義については、E. A. ハメリ・P. ラスレット「世帯構造とは何か」(速水融編『歴史人口学と家族史』第10章、藤原書店、2003)を参照。
- * 15 人別帳の項目は、基本的には5ないし7項目だが、記録内容は各町で異なるようである。たとえば、麹町十二丁目人別帳では、江戸期のものでも、出生・地には町名と父親の名前まで記されている。ここでは、あくまで四谷塩町一丁目の入別帳にしたがって説明をする。なお、家守の呼び名には、家主、差配人などがあり一様ではないが、ここでは家守に統一する。
- * 16 明治期の人別帳では、宗旨・寺は名前人のみ記載となるなど変更があるが、ここではふれない。明治初

頭の戸籍編制については、北原 [1995] を参照。

- *17 赤澤春彦「幕末期の四谷塩町一丁目 一人別帳からの情報ー」(前掲3所収)でも、世帯数、住民数を検出しているが、本稿の数値と異なる。これは、記録解釈の相違によるもので、別稿で詳論の予定。
- *18 この点に関連して、M. アンダーソンは「19世紀の工業化と大規模移住が家族に及ぼす影響は、家族関係の解体と崩壊にはほど遠い」と指摘する。M. アンダーソン／北本正章訳『家族の構造・機能・感情—家族史研究の新展開ー』(海鳴社、1988)、p.126。
- *19 記録なし1世帯は、[16] 店借・喜太郎で、安政4年当時7歳である。文久1年までに、母親が左官職と再婚し、左官職・伊太郎が名前人を相続している。
- *20 中川清は、明治44年東京都が行った「細民調査」から、神棚と仏壇の両方またはどちらかを持っている世帯が78.1%に達する点に着目し、「都市下層世帯は自らの空間的時間的関係づけを家族としての生活の在り方から必要としていたかもしれない」という。この考え方の根源は、幕末・維新时期の都市住民の意識にあると思われる。中川清『日本の都市下層』(勁草書房、1985)、70ページ。

【別表1】四谷塙町一丁目 定住志向43世帯一覧表

番号	①名前人			② ③ ④ ⑤															
	安政4年	明治3年	安4年からの異動	② ③ ④ ⑤					④ ⑤										
				江戸時代名前人出生地	先代山生地	江戸時代代数▲1	塙年数▲2	定住年・代数推定参考記録	世帯構成員出生地、その他	安政4年	明治3年	異動記録記号▲3	区分	明治3年	区分	先代との関係	名前		
1	元昌	文六	相続	御当地	御当地	8	8	90	元禄中頃入国、安永8(1779)年当所入	6代130年(文政町方書上)	家持	借地町人	家持→借地	1	町役	雜	光泰渡世	商	養子
2	安右衛門	安右衛門	無し	四谷塙町	四谷塙町	2	2	47	名前人安右衛門；四谷塙町巷丁目出生、先安右衛門侍	安右衛門たけ(47歳)；四谷塙町巷丁目出生、先安右衛門役	家守	借地町人・差配人	家守→借地	→	電	職	職	実子	父親(養父)と同一
3	珍平	珍平	無し	御当地	四谷塙町	2	2	45	名前人珍平妻いね(45歳)；四谷塙町巷丁目出生、清次郎節、珍平娘まつ(16歳)同町生	珍平；東京坂元町出生、鈴五郎侍	地借	地主町人	地借→地主	↑	大工職	職	大工職	職	妻子
4	義左衛門	義左衛門	相続	四谷塙町	御当地	3	2	36	名前人義左衛門；四谷塙町巷丁目出生、先義左衛門侍	先義左衛門；御当地出生(安政4、67歳)	家守	店舗町人	家守→店舗	↓	屋根職	職	屋根職	職	実子
5	兼七	兼七	無し	下野梁田郡		2	1	23	名前人作金蔵(23歳)；四谷塙町巷丁目出生、兼七	兼七；下野梁田郡出生、妻・久松町出	家持	地主町人	家持→地主	→	吳服渡世	商	小切渡世	商	
6	庄吉	庄吉	相続	御当地	四谷塙町	3	3	78	名前人庄吉父利三郎、事、前庄吉(78歳)；四谷塙町巷丁目出生、庄吉作		家持	借地町人	家持→借地	↓	塗師	職	塗師職	職	妻子
7	理兵衛	理兵衛	相続	御当地		3	2	20	名前人理兵衛妻まつ(20歳)；四谷塙町巷丁目出生、亡父理兵衛娘	亡父理兵衛；御当地出生	家守	借地町人	家守→借地	→	团子渡世	商	古道具渡世	商	妻子
8	惣七	惣七	相続	四谷塙町	御当地	3	2	30	名前人惣七(30歳)；四谷塙町巷丁目出生、亡父惣七作		家守	借地町人	家守→借地	→	更紗職	職	更紗職	職	妻子
9	藤兵衛	藤兵衛	無し	武藏多摩郡高井戸	四谷塙町	2	2	56	名前人藤兵衛妻うめ(56歳)；四谷塙町巷丁目出生、藤兵衛娘、藤兵衛娘よ(26歳)同町生	藤兵衛；武州多摩郡高井戸出生	地借	借地町人	地借→借地	→	善友渡世	商	木具職	職	妻子
10	伊勢屋小左衛門(房三郎)	伊勢屋小左衛門(房三郎)	交代	伊勢					店支配人房三郎(44歳)；伊勢飯野郡中万村出生		家持	地主町人	家持→地主	→	質	質	質	質	
11	市五郎	市五郎	相続	四谷塙町	御当地	3	2	28	名前人市五郎(28歳)；四谷塙町巷丁目出生、市五郎作	亡父市五郎；御当地出生	地借	店舗町人	地借→店舗	↓	萬人足	雜	萬人足	雜	妻子
12	喜兵衛	喜兵衛	相続	四谷塙町	武州多摩郡中島村	2	2	36	名前人喜兵衛(36歳)；四谷塙町巷丁目出生、喜兵衛作	亡父喜兵衛；武州多摩郡中島村出生	店借	借地町人	店借→借地	↑	大工職	職	大工職	職	妻子
13	清吉	清吉	無し	越後蒲生郡		1	1	17	名前人清吉娘(17歳)；四谷塙町巷丁目出生、清吉娘	清吉；越後蒲原郡蒲生津川村出生、妻・久良岐郡原村出生	店借	借地町人	店借→借地	↑	日雇職	雜	雜菓子商	商	
14	藤四郎(跡)	きち	死別	下野都賀郡		1	1	24	名前人きち娘ふさ(24歳)；四谷塙町巷丁目出生、きち先夫藤四郎娘	名前人きち；下野都賀郡大田原宿(マメヤ)出生、先夫藤四郎；御当地出生	店借	借地町人	店借→借地	↑	日雇職	雜	なし(跡後家)	雜	妻子
15	鎌吉	鎌吉	無し	御当地		2	1	14		鎌吉(36歳)；赤坂田町4丁目出生、鎌吉娘(24歳)；越後9丁目出生	店借	借地町人	店借→店借	→	大工職	職	大工職	職	
16	喜太郎	伊三郎	相続	尾張愛知郡	四谷塙町一丁目	2	2	20	名前人伊三郎伴喜太郎(20歳)；四谷塙町巷丁目出生	伊三郎、尾張愛知郡編尾町出生、妻さ	店借	借地町人	店借→借地	↑	左官職	職	義父	義父	
17	利根次郎	利根次郎	無し	武藏多摩郡羽生村		2	1	39	名前人利根次郎娘ほる(39歳)；四谷塙町巷丁目出生、利根次郎娘	利根次郎(69歳)；武州多摩郡羽生村出生、妻(安政4死6、50歳)；御当地出生	地借	借地町人	地借→借地	→	大工職	職	大工職	職	
18	清次郎	清次郎	相続	武藏埼玉郡大畑村	四谷塙町	2	2	40	名前人喜平郎妻かん(40歳)；四谷塙町巷丁目出生、先清次郎娘、清次郎娘まん(17歳)；同町生	清次郎；武州埼玉郡大畑村出生	地借	借地町人	地借→借地	→	奢充	商	奢渡世	商	妻子
19	安兵衛	市右衛門	相続	越前大野郡	甲斐大野郡	2	2	23	名前人安兵衛父さぶ(安政4死、19歳)；御当地出生	安平；甲斐大野郡高町村山生、養子市右衛門；越前大野郡大野町生	地借	地主町人	地借→地主	↑	奢米渡世	商	奢米渡世	商	妻子
20	弥三郎	弥三郎	無し	御当地	四谷塙町	3	2	44	名前人弥三郎妻いと(44歳)；四谷塙町巷丁目出生、幸三郎母、娘やす(21歳)；同町生	弥三郎(51歳)；市谷本町村出生	地借	借地町人	地借→借地	→	三昧綱指南	雜	三弦指南	雜	妻子
21	喜三郎	跡三郎	相続	四谷塙町	四谷塙町	3	3	65	名前人跡三郎父喜三郎(65歳)；四谷塙町巷丁目出生、跡三郎母、同町生・喜三郎作		地借	借地町人	地借→借地	→	抱頭	雜	萬人足	雜	妻子
22	銀次郎*	喜三郎	分家	四谷塙町	四谷塙町	3	3	65	名前人跡三郎父喜三郎(65歳)；四谷塙町巷丁目出生、跡三郎母、同町生・喜三郎作。	先喜兵衛分家	店借	借地町人	店借→借地	↑	萬人足	雜	萬人足	雜	妻子
23	五郎兵衛	五郎兵衛	相続	四谷塙町	四谷塙町	3	2	38	名前人五郎兵衛(38歳)；四谷塙町巷丁目出生、五郎兵衛作	父先五郎兵衛(77歳)；東京四谷御簾町出生	地借	地主町人	地借→地主	↑	大工職	職	大工職	職	妻子
24	五兵衛	五兵衛	相続	御当地		7	7	118	正徳3年入国、宝曆2年当所入	7代115年(文政12町方書上)	家持	地主町人	家持→地主	→	味噌渡世	商	味噌渡世	商	妻子
25	嘉七	嘉七	相続	四谷塙町	武藏多摩郡加須村	2	2	30	名前人嘉七(30歳)；東京四谷塙町巷丁目出生、先嘉七	先嘉七；武州埼玉郡加須村出生	地借	借地町人	地借→借地	→	料理人	職	調絃綱渡世	雜	妻子
26	仙五郎	定吉	相続	武藏豊島郡幡ヶ谷村		2	2	38	仙吉の養子仙七(35歳)；四谷塙町巷丁目出生、安政4年名前人仙五郎作	仙五郎；武州秩父郡下森影寺村出生	地借	借地町人	地借→借地	→	建具職	職	建具職	職	妻子
27	甚右衛門	甚右衛門	無し	御当地	四谷塙町	3	2	51	名前人甚右衛門妻こと(51歳)；四谷塙町巷丁目出生、甚五郎娘、娘きん(17歳)；同町生	甚右衛門；湯島甚五郎出生	地借	借地町人	地借→借地	→	水油渡世	商	水油渡世	商	妻子
28	定吉	定吉	無し	御当地		2	1	14		定吉；牛込染町出生	店借	借地町人	店借→借地	↑	桶職	雜	桶職	雜	
29	松五郎	松五郎	無し	御当地		2	1	30	名前人松五郎娘きん(30歳)；四谷塙町巷丁目出生、松五郎娘	松五郎(64歳)；小石川表町出生	店借	借地町人	店借→店借	→	日雇職	雜	日雇職	雜	
30	庄次郎	庄次郎	無し	武州高麗郡下畠村		2	1	14		庄次郎；武州高麗郡下畠村山生、妻ゑ	店借	借地町人	店借→借地	↑	匂呑服渡世	商	小切渡世	商	
31	喜兵衛	喜兵衛	相続	四谷塙町	上総夷隅郡松野村	2	2	43	名前人喜兵衛(43歳)；四谷塙町巷丁目出生、先喜兵衛作	先喜兵衛(65歳)；上総夷隅郡松野村出生	地借	借地町人	地借→借地	→	人宿渡世	雜	番組人宿	雜	妻子
32	安兵衛	安兵衛	相続	武藏多摩郡百草村	美濃本郷郡經海村	2	2	23	名前人安兵衛妻とみ(23歳)；四谷塙町巷丁目出生、先安兵衛娘	先安兵衛；美濃本郷郡經海村山生、名前人妻とみ；武州多摩郡百草村出生	地借	借地町人	地借→借地	→	匂呑服渡世	商	記録無し	雜	妻子
33	銀次郎	銀次郎	無し	御当地	四谷塙町	2	2	47	名前人銀次郎妻たけ(47歳)；四谷塙町巷丁目出生、先安兵衛娘、娘きく(19歳)；同町生	銀次郎(51歳)；市谷本町村出生	店借	借地町人	店借→借地	↑	大工職	職	大工職	職	妻子
34	松五郎	松五郎	無し	柏木大郷郡須賀村		1	1	18	名前人松五郎作銀次郎(18歳)；四谷塙町巷丁目出生、松五郎作	松五郎(52歳)；柏木大郷郡須賀出生	店借	借地町人	店借→店借	→	大工職	職	大工職	職	
35	松五郎	松五郎	無し	武藏埼玉郡荻島村	四谷塙町	2	2	59	名前人松五郎娘みみ(59歳)；四谷塙町巷丁目出生、安兵衛娘、作林之助(23歳)；同町生	松五郎(54歳)；武州埼玉郡荻島村山生	店借	借地町人	店借→店借	→	土方職	雜	萬人足	雜	
36	銀右衛門	かね	相続	相模大野郡依知村		1	1	14		銀右衛門、かね、かね亡夫銀次郎；相模大野郡依知村出生	店借	借地町人	店借→店借	→	日雇職	雜	貴仕事(藤次郎後家)	雜	嫁
37	長兵衛	長兵衛	相続	武藏足立郡千住小塚原町	四谷塙町	2	2	31	名前人長兵衛妻さな(31歳)；四谷塙町巷丁目出生、亡父先長兵衛娘	名前人長兵衛；武藏足立郡千住小塚原町出生、長兵衛(元治2死6、59歳)；信濃水内郡上今井町山生	地借	借地町人	地借→借地	→	耕酒渡世	商	耕酒渡世	商	妻子
38	喜兵衛	喜兵衛	無し	四谷塙町	御当地	3	2	42	名前人喜兵衛(42歳)；四谷塙町巷丁目出生、先喜兵衛作	先喜兵衛と東十郎(文政2死6、51歳)；御当地出生	地借	借地町人	地借→借地	↑	小間物渡世	商	小切渡世	商	妻子
39	清吉	清吉	相続	武藏原郡大井村	御当地	2	2	42	名前人清吉妻はま(42歳)；四谷塙町巷丁目出生、喜父先清吉と忠長兵衛娘	名前人清吉；武藏原郡大井村山生、忠長兵衛(清吉(80歳)；東京牛込馬場下町山生)	地借	借地町人	地借→借地	→	萬電職	雜	萬電職	雜	妻子
40	喜右衛門	よ	死別	御当地		2	1	17	名前人とく娘う(17歳)；四谷塙町巷丁目出生、喜右衛門娘	亡夫喜右衛門(文政2死6、51歳)；御当地出生、とく；市谷本町村出生	地借	借地町人	地借→借地	→	桐油職	雜	桐油渡世	商	妻
41	吉五郎	吉五郎	無し	御当地		2	1	14		吉五郎(54歳)；青山和泉町出生	地借	借地町人	地借→借地	→	弓箭	雜	古道具渡世	商	
42	金次郎*	金次郎	分家	四谷塙町	御当地	2	2	47	名前人金次郎(48歳)；四谷塙町巷丁目出生、弓兵衛作	金次郎(47歳)；弓兵衛(安政4、47歳)；四谷塙町巷丁目出生、先兵衛作	店借	借地町人	店借→店借	→	表具職	職	表具職	職	妻子
43	金五郎*	金五郎	分家	四谷塙町	御当地	3	2	27	名前人金五郎(27歳)；四谷塙町巷丁目出生、喜兵衛作	父高兵衛(文3、51歳)；御当地出生	店借	借地町人	店借→借地	↑	屋根職	雜	屋根職	雜	妻子

* 1：文久3年6月、兄・吉三郎より分家

* 2：文久1年迄今に兄・喜兵衛から分家。同年、兄・喜兵衛は証較なし

* 3：文久1年迄今に父・吉三郎から別居。文2迄吉三郎、家を別居。

▲ 1：②江戸代数：世帯構成員のうち、推定江戸代数が最大者の代数。

▲ 2：②塙一代数：世帯構成員のうち、推定四谷塙町一丁目居住代数が最大者の代数。

▲ 3：②塙一年数：世帯構成員のうち、推定江戸塙町一丁目居住代数が最大者の代数。

▲ 4：異動記号：明治4年の居住階層、推定4年から上昇している(↑)、②からならない(-)、②下降した(↓)。